

令和元年9月30日

令和元年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会附属資料

(令和元年9月25日付託分)

県土整備局

目 次

ページ

1	神奈川県手数料条例【県土整備局関係】 新旧対照表	1
2	港湾の設置及び管理等に関する条例 新旧対照表	7
3	神奈川県建築基準条例 新旧対照表	8

1 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）【県土整備局関係】新旧対照表

改正			現行		
別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係			別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～55（略）			1～55（略）		
56 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項及び58の項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1)・(2)（略） <u>(3) 2以上の建築物の場合（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、59の項及び60の項において同じ。）</u> 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 申請に係る建築物 <u>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u> イ 他の建築物 <u>(ウに掲げるものを除く。)</u> <u>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u> ウ 他の建築物 <u>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたも</u>	56 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項及び58の項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1)・(2)（略） <u>(新設)</u>

改 正			現 行		
		<p>の又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)</p> <p>次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>			
57	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査(次項に該当する場合を除く。)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>2以上の建築物の場合</u> <u>当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額ア 申請に係る建築物</u> <u>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u> <u>イ 他の建築物</u> <u>(ウに掲げるものを除く。)</u> <u>前項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u> <u>ウ 他の建築物</u> <u>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るもの)</u> <u>の又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)</u> <u>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u></p>	57	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査(次項に該当する場合を除く。)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
58	(略)		58	(略)	

改 正		現 行	
59 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	59 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料
	<p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 2以上の建築物の場合</u> <u>当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</u> <u>ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの</u> <u>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u> <u>イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの</u> <u>(ウに掲げるものを除く。)</u> <u>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u> <u>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの</u> <u>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)</u> <u>次項(1)又は(2)の</u></p>		<p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正			現 行		
		<u>規定の例により</u> <u>算定した金額</u> エ <u>新たに計画に</u> <u>追加する建築物</u> <u>(オに掲げるも</u> <u>のを除く。)</u> <u>56の項(1)又は(2)</u> <u>の規定の例によ</u> <u>り算定した金額</u> オ <u>新たに計画に</u> <u>追加する建築物</u> <u>(建築物のエネ</u> <u>ルギー消費性能</u> <u>の向上に関する</u> <u>法律第30条第1</u> <u>項第4号に掲げ</u> <u>る基準に適合し</u> <u>ていることにつ</u> <u>き、あらかじめ</u> <u>登録住宅性能評</u> <u>価機関等による</u> <u>審査を受けたも</u> <u>の又は住宅性能</u> <u>評価を行った住</u> <u>宅に係るものに</u> <u>限る。)</u> <u>57の項(1)又は(2)</u> <u>の規定の例によ</u> <u>り算定した金額</u>			
60 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(変更部分について同法第30条第1項第1号から第	変更部分について登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	(1)・(2) (略) <u>(3) 2以上の建築物</u> <u>の場合</u> <u>当該計画に係る</u> <u>建築物について、</u> <u>次に掲げる建築物</u> <u>の区分に応じそれ</u> <u>ぞれ次に定める金</u> <u>額を合算した金額</u> ア <u>申請に係る建</u> <u>築物で、建築物</u> <u>のエネルギー消</u> <u>費性能に変更が</u> <u>生じるもの</u> <u>(1)又は(2)の規定</u> <u>の例により算定</u> <u>した金額</u> イ <u>既に計画の認</u>	60 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(変更部分について同法第30条第1項各号に掲げる	変更部分について登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	(1)・(2) (略) <u>(新設)</u>

改 正		現 行	
<p>3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限り、58の項に該当する場合を除く。）</p>		<p><u>定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの</u> <u>(ウに掲げるものを除く。)</u> <u>前項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u> <u>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの</u> <u>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)</u> <u>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u> <u>エ 新たに計画に追加する建築物</u> <u>(オに掲げるものを除く。)</u> <u>56の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u> <u>オ 新たに計画に追加する建築物</u> <u>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつ</u></p>	<p>基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限り、58の項に該当する場合を除く。)</p>

改 正			現 行		
		<u>き、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)</u> <u>57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u>			
61～66 (略)			61～66 (略)		
9～11 (略)			9～11 (略)		

2 港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和 39 年神奈川県条例第 93 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(利用料等の減免)</p> <p>第 12 条 次に掲げる船舶、車両又は貨物については、船舶給水施設以外の施設の利用についての利用料を免除する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第 1 項の利用料を減免することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) その他知事が特に<u>必要と認める</u> _____とき。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料等の減免)</p> <p>第 12 条 次に掲げる船舶、車両又は貨物については、船舶給水施設以外の施設の利用についての利用料を免除する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第 1 項の利用料を減免することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) その他知事が特に<u>認める船舶又は車両により港湾の施設を利用する</u>とき。</p> <p>3 (略)</p>

3 神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）新旧対照表

改正	現行
<p>(設置の禁止)</p> <p>第13条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に供する部分の主要構造部が政令第112条第2項に規定する1時間準耐火基準（以下「1時間準耐火基準」という。）に適合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(設置の禁止)</p> <p>第13条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に供する部分の主要構造部が政令第112条第1項に規定する1時間準耐火基準（以下「1時間準耐火基準」という。）に適合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(長屋の構造等)</p> <p>第20条 3階を長屋の用途に供する建築物（階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のものであつて、政令第110条の5の技術的基準に従つて警報設備を設けたものを除く。）は耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物であつて知事が別に定める基準に適合するものとし、4階以上の階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に供する部分のない建築物にあつては、準耐火建築物又は知事が別に定める構造方法を用いる建築物とすることができる。</p>	<p>(長屋の構造等)</p> <p>第20条 3階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物であつて知事が別に定める基準に適合するものとし、4階以上の階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に供する部分のない建築物にあつては、準耐火建築物又は政令第136条の2の技術的基準に適合する建築物とすることができる。</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>(大規模店舗の屋外への出口)</p> <p>第28条 大規模店舗の避難階においては、避難階段又は特別避難階段から屋外に直接通ずる出口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 階段から屋外への出口のうち1以上の出口に至る通路部分を準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（政令第112条第18項の規定に適合するこれらの防火設備に限る。以下同じ。）で区画した場合</p>	<p>(大規模店舗の屋外への出口)</p> <p>第28条 大規模店舗の避難階においては、避難階段又は特別避難階段から屋外に直接通ずる出口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 階段から屋外への出口のうち1以上の出口に至る通路部分を準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（政令第112条第13項の規定に適合するこれらの防火設備に限る。以下同じ。）で区画した場合</p>